

平成25年4月1日から

改正犯罪収益移転防止法 が施行されます。

～取引時の確認事項が追加されます～

- ❖ 改正犯罪収益移転防止法では、今までの本人特定事項の確認に加えまして、取引目的、職業・事業内容、法人の実質的支配者の確認が必要となりました(取引時確認)。
- ❖ ファイナンス・リース契約の締結など法令で定められた取引を行う場合に取引時確認を行います。
- ❖ 経営者、企業・官公庁などの取引担当者におかれましては、改正犯罪収益移転防止法の内容にご理解くださいますようお願いいたします。

改正法の趣旨・概要

法律の趣旨

- ◆ 犯罪収益移転防止法は、犯罪収益の移転とテロリズムに対する資金供与の防止を目的としています。
- ◆ 犯罪収益の移転によるマネー・ロンダリング(資金洗浄)は、組織的な犯罪を助長し、経済活動に重大な悪影響を与えることが懸念されます。
- ◆ マネー・ロンダリングを防止することは、国民生活の安全と経済活動の健全な発展に寄与することになります。
- ◆ 犯罪収益移転防止法では、マネー・ロンダリングに利用されるおそれのある特定事業者が対象取引を行う場合に顧客の本人特定事項の確認などを行うことが求められています。

〈特定事業者と対象取引(例)〉

特定事業者	対象取引
リース会社 (ファイナンス・リース事業者)	1回に支払うリース料が10万円を超えるリース契約の締結
宅地建物取引業者	宅地建物の売買契約の締結またはその代理もしくは媒介
金融機関など	預貯金口座の開設、金銭の貸付けに係る契約の締結など

改正法の概要

- ◆ 犯罪収益の移転の防止は世界各国の協調で行われています。この国際協調の一つとして犯罪収益移転防止法の改正(改正法)が行われました。
- ◆ 改正法は平成25年4月1日から施行されます。

改正内容

(1)取引時確認

特定事業者(リース会社など)は、①顧客、代表者または取引担当者(以下「取引担当者」とします。)の本人特定事項の確認に加えて、②取引を行う目的、③職業・事業の内容、④実質的支配者の確認を行います。①から④の確認を取引時確認と総称します。

(2)再確認など

顧客・取引担当者になりすましの疑いがあるなどの場合、取引時確認事項の再確認などが求められます。

(3)罰則強化

罰則が強化され、顧客・取引担当者が本人特定事項を偽った場合には、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはこれらの併科とされています。

改正法の概要

取引時確認

特定事業者(リース会社など)は取引時確認を行い、取引記録を作成・保存します。

〈いままでの確認項目〉

①本人特定事項

+

〈改正法による追加確認項目〉

②取引を行う目的

③職業・事業の内容

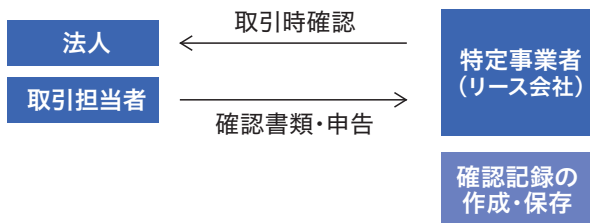
④法人の実質的支配者

*確認内容などはP4～5をご参照ください。

- 本人特定事項を確認済みの場合は、改正法施行後の取引の際に、追加確認項目の確認を行います。
※くわしくはP7 Q5をご参照ください。

(例) 法人取引で取引時確認を対面により行う場合

取引内容:月額リース料が10万円を超える
ファイナンス・リース契約



〈確認書類〉

「本人特定事項」と「事業内容」を以下の書類(例示)で確認します。

- ・法人(登記事項証明書)
- ・取引担当者(運転免許証)

〈申告〉

「取引を行う目的」と「法人の実質的支配者」を申告していただきます。

*上記は例示となります。具体的な確認方法、確認書類・申告方法などは特定事業者(リース会社など)にお問い合わせください。

取引時確認

①本人特定事項

確認内容>

法人：名称、本店または主たる事務所の所在地
個人：氏名、住所、生年月日

確認書類>

法人：登記事項証明書、印鑑登録証明書など
個人：運転免許証、運転経歴証明書など

ケース1 顧客が法人の場合

法人

+

個人
(代表者または取引担当者)

「法人」と「個人」(実際取引を行っている代表者または取引担当者)の本人特定事項の確認を行います。

※金融商品取引法の有価証券発行者(上場会社など)の場合「法人」の本人特定事項の確認は不要となります(ケース2参照)。

ケース2 顧客が上場会社、国・地方公共団体の場合

個人
(取引担当者)

「個人」(実際取引を行う取引担当者)の本人特定事項の確認を行います。

ケース3 顧客が個人事業者の場合

個人
(顧客)

「個人」の本人特定事項の確認を行います。

※取引担当者の本人特定事項の確認に際しては、改正法に基づき、取引の任に当たっていることの確認が必要となりましたので、あらかじめご承知おきください(くわしくはP6 Q2をご参照ください)。

②取引を行う目的

確認内容・方法>

取引を行う目的を申告していただきます。
(例：ファイナンス・リースによる業務用設備の導入)
・顧客が上場会社、国・地方公共団体の場合は取引目的の申告は不要となります。

③職業・事業の内容

確認内容・方法>

顧客の事業の内容（法人）または職業（個人）
法人：定款、登記事項証明書などで確認します。
個人：職業を申告していただきます。
・顧客が上場会社、国・地方公共団体の場合は事業内容の確認は不要となります。

④法人の実質的支配者

確認内容・方法>

顧客が法人の場合は「実質的支配者の有無」と「実質的支配者の本人特定事項」を申告していただきます。
・顧客が上場会社の場合は、実質的支配者の確認は不要となります。

<実質的支配者の例示>

ケース1 顧客が株式会社の場合

「議決権の総数の4分の1を超える議決権を有しているもの(株主)」の本人特定事項の確認を行います。株主が法人の場合は「名称、本店または主たる事務所の所在地」、個人の場合は「氏名、住所、生年月日」を申告していただきます。

ケース2 顧客が各種法人の場合

代表者の本人特定事項(氏名、住所、生年月日)を申告していただきます。

※申告の方法は、特定事業者(リース会社など)の担当者に直接申告する方法、電子メール・FAXで申告する方法および特定事業者(リース会社など)があらかじめ用意する書類にチェックする方法などがあります。

Q&A

Q 1 犯罪収益移転防止法が改正された背景を教えてください。

A 経済のグローバル化に伴い犯罪収益の移転も国境を越えて行われていることから、犯罪収益移転の防止は国際的に協調して行われています。

この国際協調の一つとして、わが国では平成20年3月に犯罪収益移転防止法が施行され、リース会社・金融機関などの特定事業者が顧客の本人確認を行うこととされました。

犯罪収益移転防止の取組みについては、関係国間で相互に審査が行われ、わが国に対する厳しい指摘（顧客管理など）がありました。

このため、平成23年に顧客管理の確認項目を追加（取引を行う目的、事業内容、実質的支配者の確認）するなどの法改正が行われました。

Q 2 取引担当者が取引の任に当たっていることの確認はどのように行いますか。

A 改正法では、取引担当者が「取引の任に当たっている」ことの確認が求められています。確認は①から⑤のいずれかにより行います。

- ① 顧客が作成した委任状などを有していること
- ② 顧客が発行している身分証明書など（社員証など）を有していること
- ③ 役員として登記されていること
- ④ 顧客の本店・営業所、取引担当者が所属する官公署に電話をかける方法などにより取引担当者が取引の任にあたっていることが確認できること
- ⑤ 特定事業者（リース会社など）が顧客と取引担当者との関係を認識しているなどにより、顧客のために取引の任に当たっていることが明らかであること

※「名刺」によって確認することは認められません。

Q 3 顧客・取引担当者が取引時確認を断った場合はどうなりますか。

A 顧客・取引担当者の取引時確認ができないため、法令上取引を進めることができなくなります。

特に、顧客が「上場会社」、「国・地方公共団体」の場合は、取引担当者の本人特定事項のみの確認が必要となるため、本人特定事項の確認にご協力ください。

なお、開示いただいた情報については、個人情報保護法などに基づき適切に管理されます。

Q 4 取引担当者の本人特定事項の確認を行う理由を教えてください。

A 犯罪収益移転防止法の定めによります。

犯罪収益の流れを管理するという趣旨から、法令上、実際の顧客（法人）とともに取引担当者の本人特定事項（氏名、生年月日、住所）を確認することとされています。

犯罪収益移転防止は社会全体としての取組みが必要となることから、法令に基づく本人特定事項の確認にご協力くださいますようお願いいたします。

Q 5 改正法の施行前に本人特定事項の確認を行っている場合はどうなりますか。

A 本人特定事項を確認済みの場合は、改正法施行後の取引の際に、追加確認項目（取引目的、職業・事業内容、実質的支配者）の確認を行います。

なお、顧客が上場会社、国・地方公共団体の場合は、法令上、追加確認項目を確認する必要があります。

留意事項

ハイリスク取引

次の①から③の取引はハイリスク取引として、取引時確認・事項の再確認などが求められます。

- ① 取引の相手方が、過去の契約の際に確認をした顧客・取引担当者になりすましている疑いがある取引
- ② 過去の契約時の確認の際に取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客の取引
- ③ イラン・北朝鮮に居住、所在する者との取引
(ハイリスク取引で200万円を超える財産移転を伴う場合は資産及び収入状況の確認も加わります。)

特定事業者の免責

特定事業者は、顧客・取引担当者が取引時確認に応じないときは、法令にしたがい、取引にかかる義務を拒むことができます。

虚偽申告の禁止

顧客・取引担当者は本人特定事項を偽ることが禁止されています。本人特定事項を隠ぺいする目的で虚偽申告をすると罰則が適用されます。

社団法人リース事業協会
JAPAN LEASING ASSOCIATION

<http://www.leasing.or.jp>

*本冊子は平成24年9月時点の関係法令に基づき作成しています。



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基
づき、より多くの人に見やすく読みまちがえ
にくいデザインの文字を採用しています。